

議 長 日程第8「議案第13号松田町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第13号松田町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。
提案理由。所得税法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 松田町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。こちら、医療費助成に伴いまして、医療費助成をするに当たりまして、所得制限を設けている関係から、今回、所得税法の一部改正がありました。改正内容につきましては、控除対象配偶者を同一生計配偶者と改めるものでございますが、この条例の中でも一部引用しているところがございますので、そちらの改正を行うものでございます。

1枚おめくりいただいて、参考資料新旧対照表をごらんください。右側現行、第4条第1項第1号の3行目中ほど、下線が引いてありますけれども、控除対象配偶者を、左の改正案では同一生計配偶者に改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年3月1日から適用する。こちらなんですけれども、神奈川県から2分の1の補助を受けて実施しておりまして、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要項が3月1日付で変更されておりますので、それにあわせまして、3月1日に遡及して適用するものでございます。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第13号松田町ひとり

り親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。